

## 揮発油税などの取扱いに関するご相談について

令和元年5月  
国 税 庁

納税者の皆様からの揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、たばこ税・たばこ特別税、自動車重量税又は国際観光旅客税の一般的なご質問につきましては、電話相談センター等において受け付けておりますが、より迅速な処理を図るため、従来から、特別な審理を要するご質問につきましては、東京国税局及び大阪国税局の消費税課諸税第三係（以下「揮発油税等広域審理担当」といいます。）において受け付けております。

### 《揮発油税等広域審理担当の連絡先》

- 東京国税局（消費税課諸税第三係）  
〒104-8449  
東京都中央区築地5-3-1  
電話（代表）03-3542-2111 内線：3081  
受付時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時（祝日等を除きます。）
- 大阪国税局（消費税課諸税第三係）  
〒540-8541  
大阪市中央区大手前1-5-63 大阪合同庁舎第3号館  
電話（代表）06-6941-5331 内線：2932  
受付時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時（祝日等を除きます。）

ご相談に関する事実関係の確認などにつきましては、揮発油税等広域審理担当から直接ご連絡させていただきます。

なお、電話相談センター等にご相談された場合で、ご相談の内容により揮発油税等広域審理担当に引き継ぐ場合も同様です。

この社会あなたの税がいきている